

令和元年11月22日

保護者 様

丹波篠山市立味間小学校

校長 津瀬 雅之

### インフルエンザ患時の登校について

平素は、本校の学校保健の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、お子さまがインフルエンザにかかれて完治後に登校される場合、医療機関で記入していただく「登校許可書（登校してもよい日を証明する書類）」を提出いただいていたのですが、今年度より、市内の医療機関を受診された場合は原則「り患証明書」が発行されますので、登校する際には「り患証明書」を提出いただくようお願いいたします。

市外で受診されるなど、初診の際に「り患証明書」が出されなかった場合には、受診された医療機関で発症日を確認いただき、「インフルエンザ用登校届」を保護者で記入のうえ提出いただくようお願いいたします。

なお、上記の取り扱いについては「インフルエンザ」のみになりますので、その他の感染症にかかれた場合はこれまでどおり医療機関で記入していただく「登校許可書」を提出いただくようお願いいたします。

ご不明な点がありましたら学校にお問い合わせください。

### 記

1. 対象疾病 インフルエンザ
2. 登校可能日 インフルエンザにおける出席停止期間の基準  
【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで】の翌日  
※幼児とは小学校入学前の園児のことです。

【参考】医療機関の証明などがない場合（登校可能日を参考にする）

日数	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生	発症日	—	—	解熱	熱なし	熱なし	登校可能
中学生					1日目	2日目	